



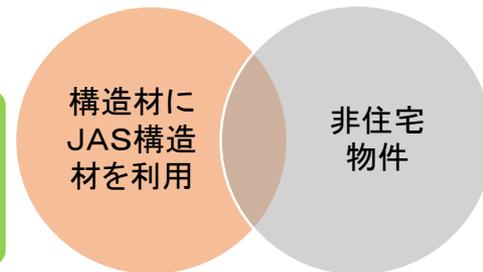
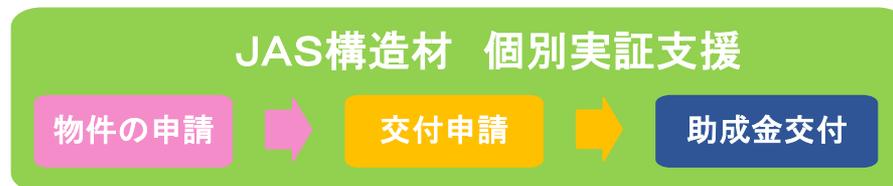
J A S 構造材利用拡大事業 に関する説明会

(一社) 京都府木材組合連合会

2018年度 JAS構造材を使用した非住宅物件が補助対象となります。

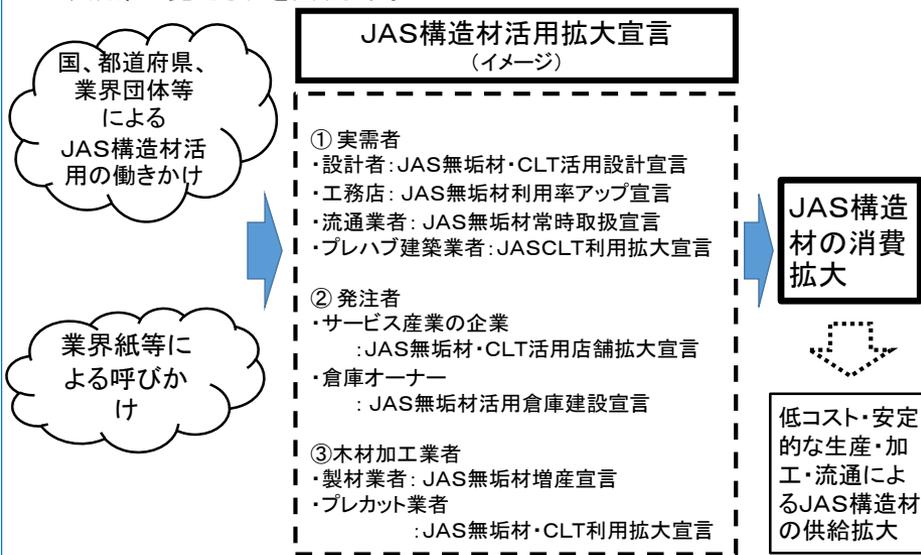
H29年度補正予算・H30年度当初予算にて、構造材に**JAS構造材**を活用する**非住宅物件の実証的取組み**に対し、構造材の**調達費用の一部**を助成します。

【事業の流れ】



(1) JAS構造材活用宣言事業

工務店等木材の実需者や発注者における、JAS構造材(無垢製材、CLT)を積極的に活用する気運を高めるため、「JAS構造材活用拡大宣言」運動を展開する普及活動を支援します。また、宣言を行った事業者を登録・公表し、成果の見える化を図ります。



(2) JAS構造材個別実証支援事業

(1)の登録事業者(建築業者)が、木造非住宅分野を中心にJAS構造材を活用して、今後類似事例の拡大が期待できる建築を実証的に行う場合、JAS構造材の調達費の一部を支援します。



JAS構造材を用いて設計・建築等が行われる店舗、事務所、倉庫、工場等の非住宅建築への実証支援
 (現場の施工性や気づきの点等のレポートの作成・提出も必要です。)

事業の背景と目的～なぜJAS構造材なのか～

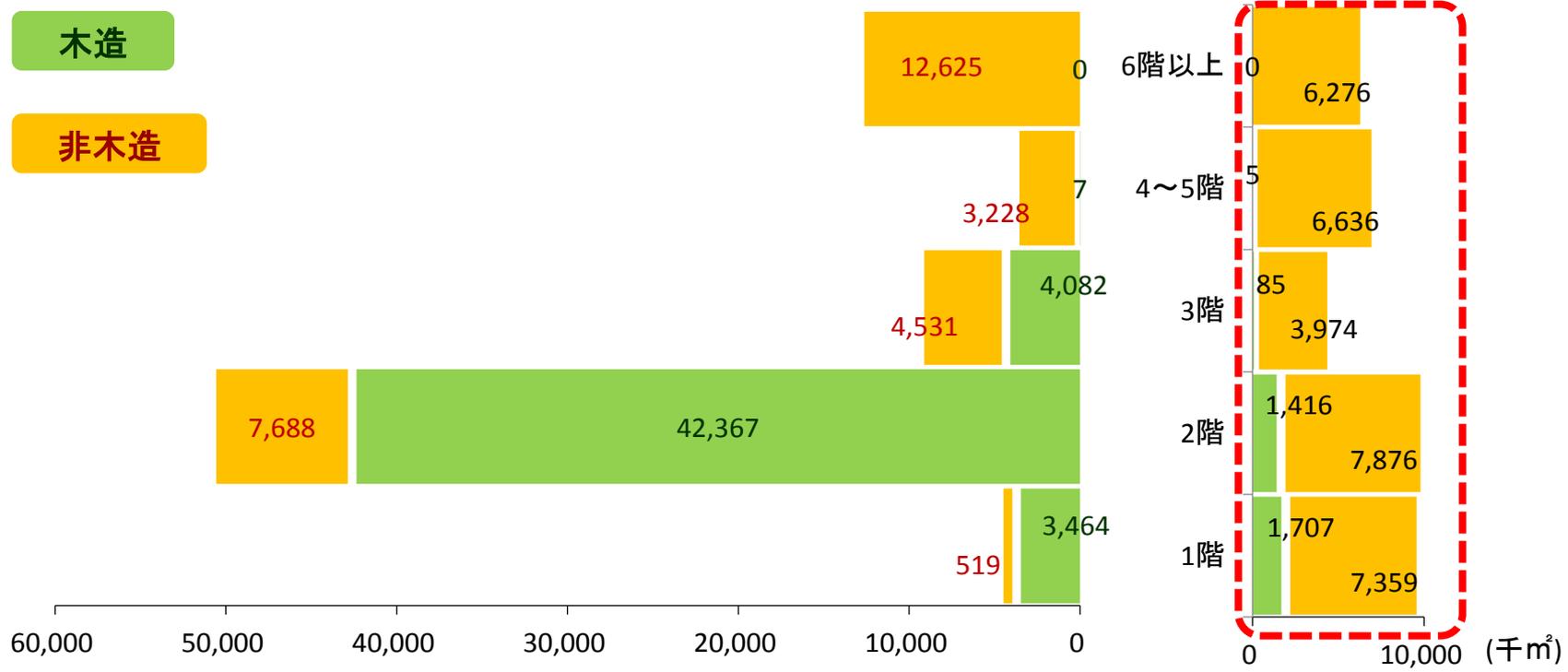
階層別・構造別の着工建築物の床面積(H28年)

住宅

非住宅

木造

非木造



資料: 国土交通省「建築着工統計」(平成28年)

- ・低層主体の住宅分野では、木造の比率が6割以上(1～3階だけだと8割以上)
- ・一方、非住宅分野では中高層の木造率は1%ほどで、1～3階だけでも15%程度となっている。

事業の背景と目的～なぜJAS構造材なのか～

- ・非住宅建築においては、厳密な構造計算が必要
- ・構造計算に対応できる木材の現状は構造計算、集成材、合板は格付の量・率とともに高水準一方で、一般製材(特に機械等級区分製材)・2×4材・CLT材はまだ格付実績が低位である。

製材等のJAS格付率(推計)

格付実績が低位

区 分	国内流通量(万m ³)		格付量(万m ³)		格付率(%)	
		うち国内生産		うち国内生産		国内生産
製材全体	1,523	923	124	119	8%	13%
一般製材	-	909	105	105	-	12%
2×4	-	14	19	14	-	100%
集成材	226	149	212	141	94%	95%
合板	555	328	456	297	82%	91%
CLT	0.5	0.5	0.2	0.2	40%	40%

資料:国内流通量は農林水産省「木材需給報告書(H27)」、格付量は農林水産省業務資料

注:・2×4の国内生産量はJAS格付量とし、不明分は(ー)とした

- ・合板の生産量は普通合板及び特殊合板の合計
- ・CLT生産量は、日本CLT協会調べ
- ・統計データの集計期間は異なる(国内流通量は暦年、格付量は年度)

・構造計算に対応できる一般製材(特に機械等級区分製材)・2×4材・CLTの格付実績を引き上げ、流通量を増やして消費を拡大を目指す。

事業のポイント

①
なぜ
JAS構造材
なのか。

非住宅物件の木造化



JAS構造材

供給側と使う側の

「にわとり・たまご
の関係」

②
2階建ての
事業

事業の目的



JAS構造材の

『見える化』
と
『お試し』

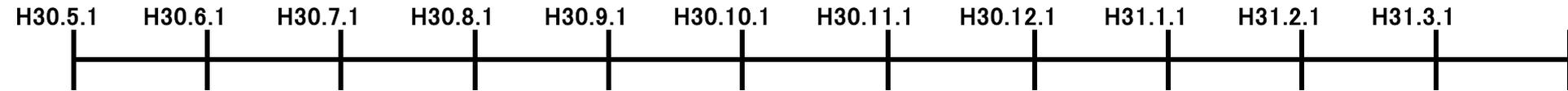
③
活用宣言

押さえるべきポイント

- ・宣言と目標
- ・JAS構造材の種類
- ・事業の対象者
(工務店やゼネコン等)
- ・対象物件
- ・金額
- ・事業の流れ
- ・提出物
- ・日程

④
実証支援

スケジュール



活用宣言

・活用宣言の受付開始 平成30年5月1日 ⇒ 受付締切 平成31年3月29日



個別実証支援

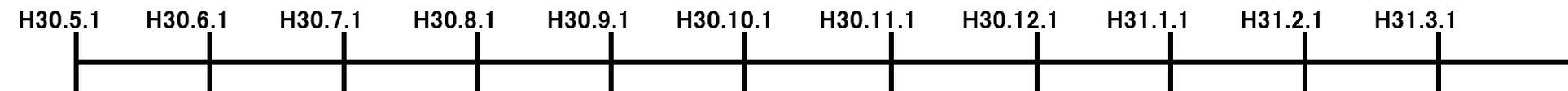
・個別実証支援の物件の申請

受付開始 平成30年5月31日 ⇒ 受付締切 平成30年10月31日



・個別実証支援の助成金交付申請

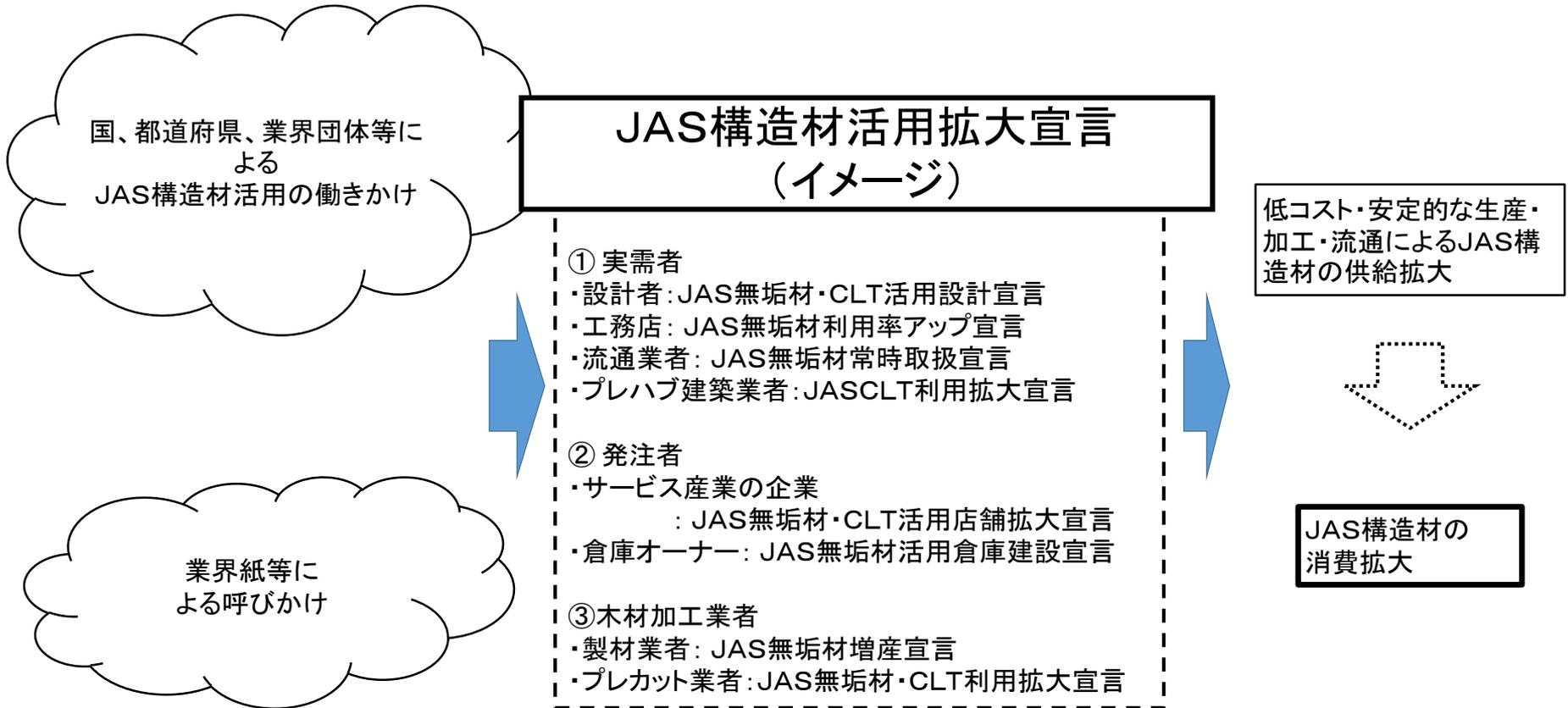
受付締切 平成30年12月21日



JAS構造材活用宣言事業

(1) JAS構造材活用宣言事業

工務店等木材の実需者や発注者における、JAS構造材(無垢製材、CLT)を積極的に活用する気運を高めるため、「JAS構造材活用拡大宣言」運動を展開する普及活動を支援します。また、宣言を行った事業者を登録・公表し、成果の見える化を図ります。

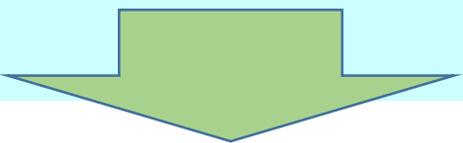


活用宣言

■宣言・登録を行うことができる事業者は、以下の民間事業者

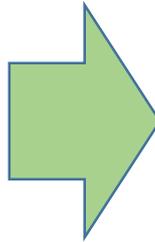
- ・施工業者（工務店、ハウスメーカー、ゼネコン、大工工事業等）
- ・設計者、設計事務所
- ・木材流通業者（製品市場、プレカット工場 等）
- ・製造者（製材工場 等）
- ・店舗や倉庫、事務所等のオーナーなどの発注者

※法人（本社）単位で登録

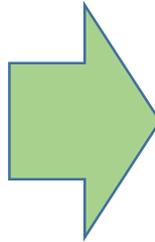


JAS構造材活用拡大宣言

- ・宣言（キャッチコピー）
- ・目標数値



登録



HP上に
公表

■ 提出する資料

- ・ JAS構造材活用拡大宣言登録申請書(様式1号)
- ・ 誓約書(様式2号)
- ・ 提出企業の概要がわかる資料
(株主総会資料、会社概要など)

■ 募集期限

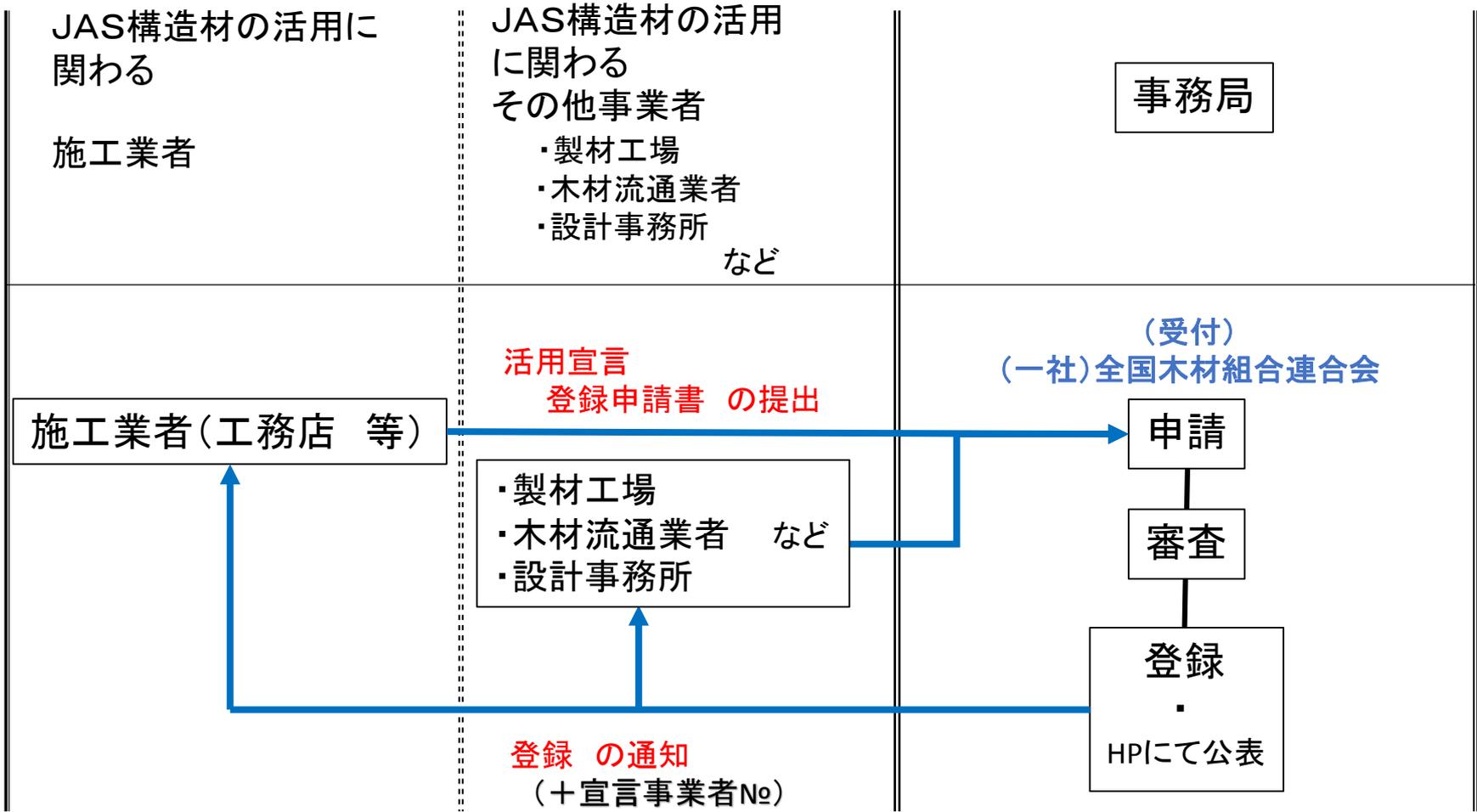
平成30年5月1日～平成31年3月29日

■ 提出先

一般社団法人 全国木材組合連合会

活用宣言

■事業の流れ



(別添様式1)

J A S 構造材活用拡大宣言
登録申請書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 吉桑 良明 殿

住所 : _____
会社名 : _____
代表者名 : _____ 印

宣言

当社は、確かな性能が表示されているJAS構造材の普及と利用を行うことを宣言するとともに、業務の実施にあたって、
目標 平成〇〇年〇月までに (例：3年後の平成33年4月までに)

に向けて努力することとします。
上記の登録を申請します。
なお、このことについて一般社団法人全国木材組合連合会が設置するホームページ (<https://www.jas-kouzouzai.jp>) で、当社の連絡先等が公開されることを了解します。

3

・宣言文について

JAS構造材の利用量の拡大等を、イメージできるキャッチコピーを作成してください。

例①(工務店の場合)

「JAS構造材 利用率アップ！！」

例②(設計事務所の場合)

「無垢ファースト設計！」

例③(製材工場の場合)

「JAS構造材増産宣言！」

例④(木材流通業者の場合)

「JAS構造材常時取り扱っています」

例⑤(発注者の場合)

「JAS構造材(CLT)を使った
倉庫建設宣言」

3年程度の期間の
具体的な数値目標を明記する。

JAS構造材活用宣言事業者 登録申請書 (付表)

1. 基本情報 (必須)

事業者名	※	
代表者名		
住所	※	
Tel/Fax		

2-1. JAS構造材供給事業者企業情報

担当	※	担当者名または担当部署名
連絡先 Tel/Fax	※	
連絡先 E-Mail	※	
業種	※	製材業・木材市場業・流通業・プレカット業 ・その他 ()
JAS対応品種	※	機械等級区分構造用製材・軸組壁工法構造用製材 ・CLT
対応樹種	※	
対応可能地域	※	
合法木材供給事業者	※	登録No
CW法の登録木材関連事業者	※	登録No
森林認証制度 CoC 認定取得者	※	登録No
その他 PR	※	

2-2. JAS構造材利用事業者企業情報

担当	※	担当者名または担当部署名
連絡先 Tel/Fax	※	
連絡先 E-Mail	※	
業種	※	建築物発注者・設計者・施工者 ・その他 ()
対応可能地域	※	
CW法の登録木材関連事業者	※	登録No
森林認証制度 CoC 認定取得者	※	登録No
その他 PR	※	

(注1) ※印の項目については本事業のホームページに掲載します。

・基本情報(「事業者名」、「代表者名」、「住所」、「電話番号・FAX番号」)は必ず明記してください。

・事業者の主な業態によって「2-1. 供給事業者企業情報」か「2-2. 利用事業者企業情報」を選択して明記してください。
(両方当てはまる場合は兼用も可)

	業態
供給事業者	木材市場業
	流通業
	製材業
	プレカット業
利用事業者	建築物発注者
	設計者
	施工者

一般社団法人全国木材組合連合会が設置するホームページで、
(<https://www.jas-kouzouzai.jp>) 宣言を行い登録された事業者の
詳細・宣言内容を公開します。

<ホームページのイメージ>

登録No	事業者名	住所	担当者名	TEL FAX	業種	宣言文	対応品種 対応サイズ
1		〒					
2		〒					
3		〒					
4		〒					
5		〒					
6		〒					

※宣言事業者には、必要に応じて宣言後の目標に対する成果の報告をいただきます。

(別添様式4)
J A S 構造材活用拡大宣言

登録年月日： 年 月 日

宣言事業者 No :

住所 :

会社名 :

代表者名： 印

宣言

当社は、確かな性能が表示されている J A S 構造材の普及と
利用を行うことを宣言するとともに、業務の実施にあたって、

目標 平成〇〇年〇月までに

に向けて努力することとします。

登録の通知(様式3号=宣言事業者Noが入った審査結果通知書)が届いたら、
宣言事業者が自ら様式4号に移記して

自社のホームページに掲載

または

印刷して事務所に掲示する。

JAS構造材個別実証支援事業

(2) JAS構造材個別実証支援事業

(1) の登録事業者(建築業者)が、木造非住宅分野を中心にJAS構造材を活用して、今後類似事例の拡大が期待できる建築を実証的に行う場合、JAS構造材の調達費の一部を支援します。



JAS構造材を用いて設計・建築等が行われる
店舗、事務所、倉庫、工場等の非住宅建築への
実証支援
(現場の施工性や気づきの点等のレポートの作成
・提出が必要です。)



物件の申請

事業の実施 ⇒ 上棟

助成金の交付申請(レポートの提出)

助成金交付

■当事業における「JAS構造材」

①製材JASのうち 機械等級区分構造用製材

②2×4工法構造用製材JAS

(枠組工法構造用製材JAS、枠組壁工法構造用たて継材JAS)

③CLT JAS(直交集成板)

※すべて、合法性を確認した木材であること。

「クリーンウッド法」による登録木材関連事業者が合法性を確認したものであること。

ただし、平成30年度は「林野庁ガイドライン」による合法木材認定供給事業者が合法性を確認したのもでも可。

■個別実証支援の申請を行うことができる事業者は、
以下の民間事業者

- ・宣言・登録を行った事業者のうち、
工務店・ハウスメーカー・ゼネコン・大工工事業等の**施工業者**

※上記施工業者と連名で、

宣言・登録を行った

- ・設計者、設計事務所
- ・木材流通業者（製品市場、プレカット工場 等）
- ・製造者（製材工場 等）

が申請することも可能です。

■1事業者が申請できる物件の数

- 実証支援の申請は

1事業者あたり5物件 まで

※ただし、他の宣言事業者と連名で応募する場合は別の実施事業者として扱うこととします。

例:

パターン① A工務店単独での申請 5物件まで

パターン② A工務店+B製材の連名での申請 別に5物件まで

パターン③ A工務店+C設計事務所の連名での申請 別に5物件まで

パターン④ A工務店+B製材+Dプレカット工場の連名の申請

さらに別に5物件まで申請することができます。

■個別実証事業に申請できる物件①

- 建築基準法第15条第1項の規定による**建築工事届**を提出し、且つ次の要件を満たす物件とします。
- ア) 建築工事届の建築主が国、都道府県、市町村に該当しないもの。
- イ) 建築工事届の主要用途が居住専用に該当しないもの。
- ウ) 建築物において基礎より上部の部分において、本事業以外の国からの助成を受けていないもの。

■個別実証事業に申請できる物件②

- エ)公共建築物等における木材利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)の第2条(2)で定める『(2)国又は地方公共団体以外の者が整備する(1)に準ずる建築物(非住宅物件)』は申請できません。(以下の①~⑦)

【公共建築等における木材利用の促進に関する法律で対象となる」建築物の例】

- ①学校
- ②老人ホーム、保育所、福祉ホーム
- ③病院又は診療所
- ④体育館、水泳場その他これらに類する運動施設
- ⑤図書館、青年の家その他これらに類する社会教育施設
- ⑥車両の停車場等の建築物で旅客の乗車・待合用に供するもの
- ⑦高速道路の通行車または利用者の利便に供する休憩所

(1) 機械等級区分構造用製材の実証支援額

構造部の柱・梁桁・土台に使用されたJAS構造材「機械等級区分構造用製材」の調達費

※柱材での使用は必須(一部のみの使用でも可)

- ①申請時に予定していた助成対象木材を使用する階ごとの床面積の合計(住宅部分を除く)に2,000円/m²を乗じた金額
- ②助成対象木材を実際に使用した階ごとの床面積の合計(住宅部分を除く)に2,000円/m²を乗じた金額
- ③助成対象木材の調達費
(JAS構造材の材料費およびそれに係る加工費、運搬費)

上記①と②と③を比べて、最も低い金額を助成額とする。

(1,000,000円を上限とする。)

(2) 2×4工法構造用製材の実証支援額 (枠組工法構造用製材、枠組壁工法構造用たて継ぎ材)

構造部に使用されたJAS構造材「2×4工法構造用製材」の調達費

- ① 物件申請時に予定していた助成対象木材を使用する階ごとの床面積の合計(住宅部分を除く)に2,000円/m²を乗じた金額
- ② 助成対象木材を実際に使用した階ごとの床面積の合計(住宅部分を除く)に2,000円/m²を乗じた金額
- ③ 助成対象木材の調達費
(JAS構造材の材料費およびそれに係る加工費、運搬費)

上記①と②と③を比べて、最も低い金額を助成額とする。

(1,000,000円を上限とする。)

(3) CLT(直交集成板)の実証支援額

構造部(壁・床・屋根・横架材)に使用された

JAS構造材「CLT」の調達費

- ①物件申請時に予定していた助成対象木材の材積量に150,000円／m³を乗じた金額
- ②実際に使用した助成対象木材の材積量に150,000円／m³を乗じた金額
- ③助成対象木材の調達費
(JAS構造材の材料費およびそれに係る加工費、運搬費)

上記①と②と③を比べて、最も低い金額を助成額とする。

(15,000,000円を上限とする。)

(4) 合わせて使う場合

- ①機械等級区分構造用製材と2×4工法構造用製材
の併用(1,000,000円を上限とする。)

- ②機械等級区分構造用製材とCLT
または
2×4工法構造用製材とCLT
の併用(16,000,000円を上限とする。)

I : 物件の申請

提出物

①様式1号

JAS構造材個別実証支援事業申請書

※「JAS構造材」の品目の選択

- ①製材(機械等級区分製材)
- ②2×4工法構造用製材
- ③CLT

⇒申請後の変更はできません。

※建て方完了予定日やJAS材等の
使用予定量の明記

②建築工事届のコピー

(建築基準法第15条第1項の規定による)

③申請物件の助成対象となるJAS構造材 が判別可能な平面図・軸組図・梁伏せ図等

提出先

申請する物件の住所にある地域木材団体

様式1号

平成 年 月 日

JAS構造材個別実証支援事業申請書

一般社団法人全国木材組合連合会

会長 吉条 良明 殿

宣言事業者No

会社名

代表者名

印

当社は、下記物件について個別実証支援事業に申請します。

(1) 物件情報

物件名			
住所			
事業担当者			
Tel		e-mail	
支援対象となるJAS構造材の建て方完了予定年月			
㊦総木材使用予定量			m ²
㊧) ㊦のうち、JAS材使用予定量			m ²

(2-1) 構造用製材

支援対象となるJAS構造材の品目	①構造用製材 / ②2×4工法用製材
㊦) ㊦のうち、支援対象予定使用量	m ²
㊧) ㊦のうち、支援対象を使用予定の床面積(除く居住地域)	m ²
㊨) ㊦のうち国産材予定使用量	m ²

(2-2) CLT

支援対象となるJAS構造材の品目	③CLT
㊦) ㊦のうち、支援対象予定使用量	m ²
㊨) ㊦のうち国産材予定使用量	m ²

※共同申請者の有無 あり なし (ありの場合は次ページも要提出)

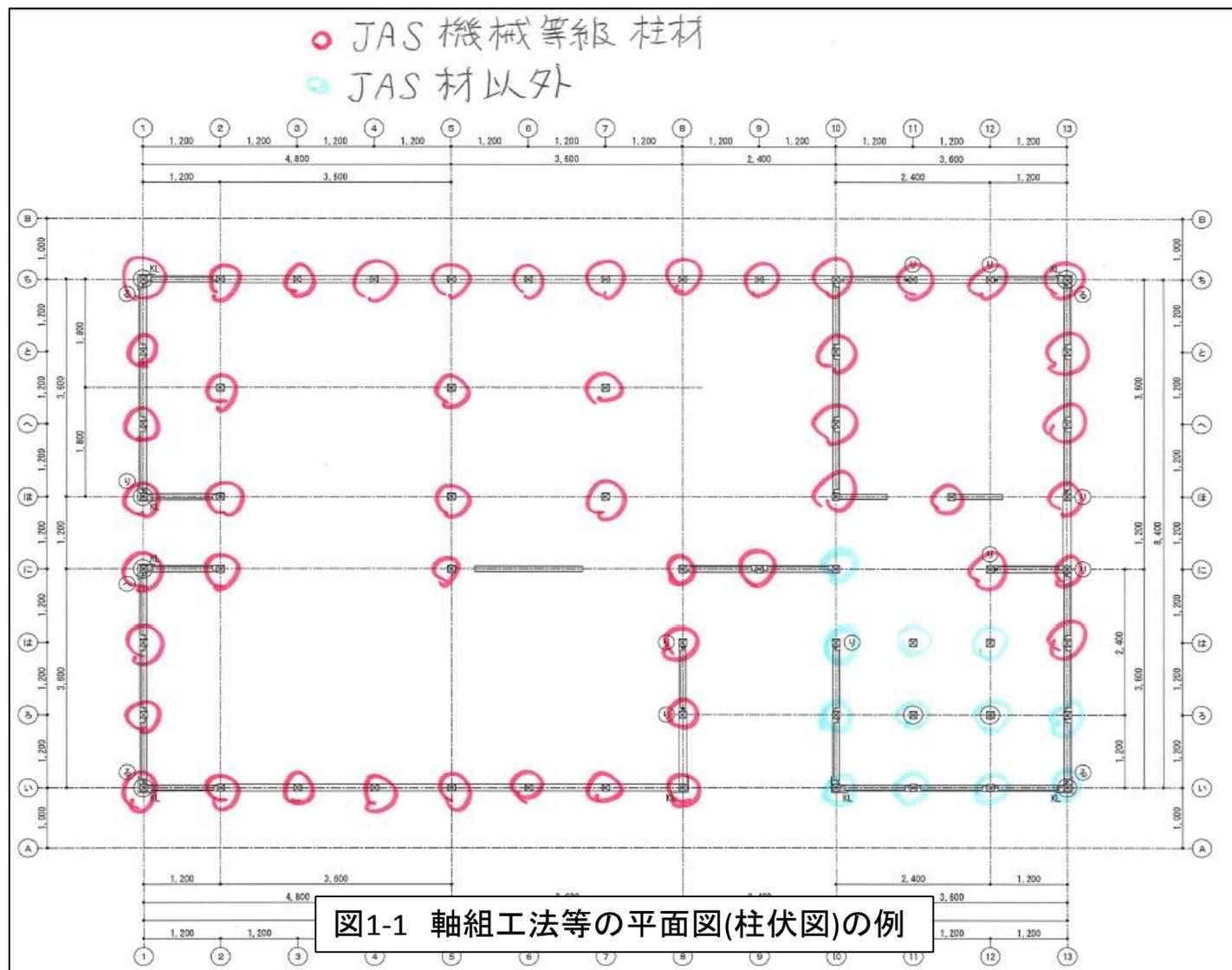
※付属資料 建築基準法第15条第1項の規定による建築工事届のコピー

他の宣言事業者と連名で応募する場合は、
「共同申請者 連携」の項目に全ての宣言事
業者名を明記、代表印を押印します。

I : 物件の申請

③申請物件の助成対象となるJAS構造材が判別可能な平面図・軸組図・梁伏せ図等

使用予定のJAS機械等級区分構造用製材とそれ以外が分かるようにマークします。



横架材の場合

使用予定のJAS機械等級区分構造用製材とそれ以外が分かるようにマークします。

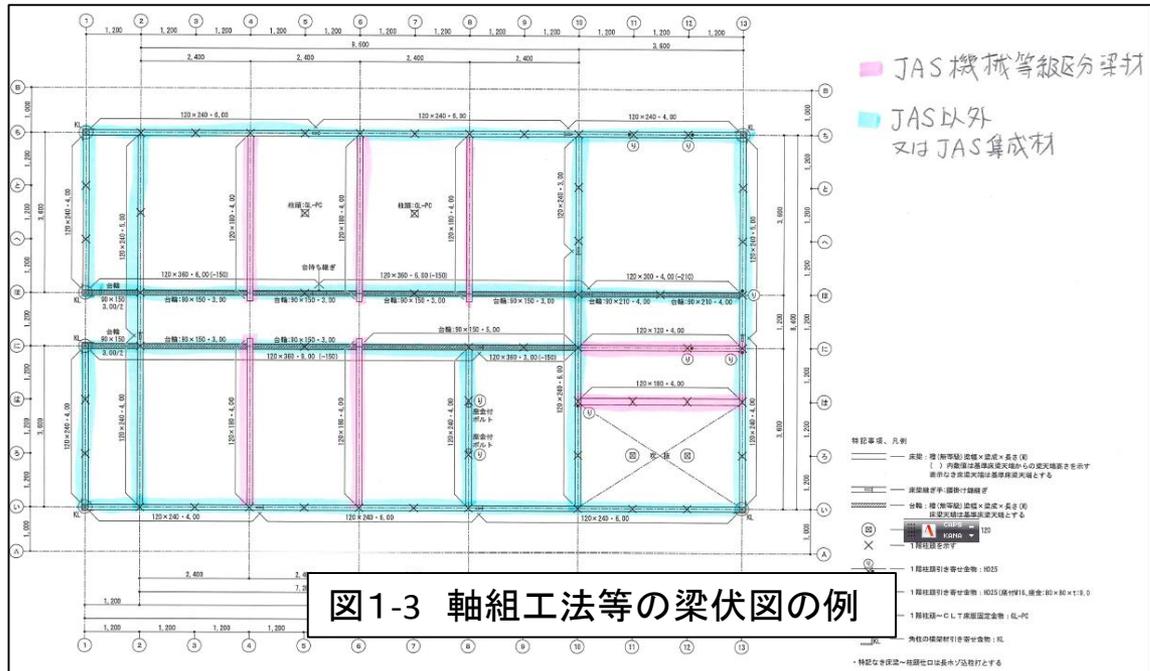
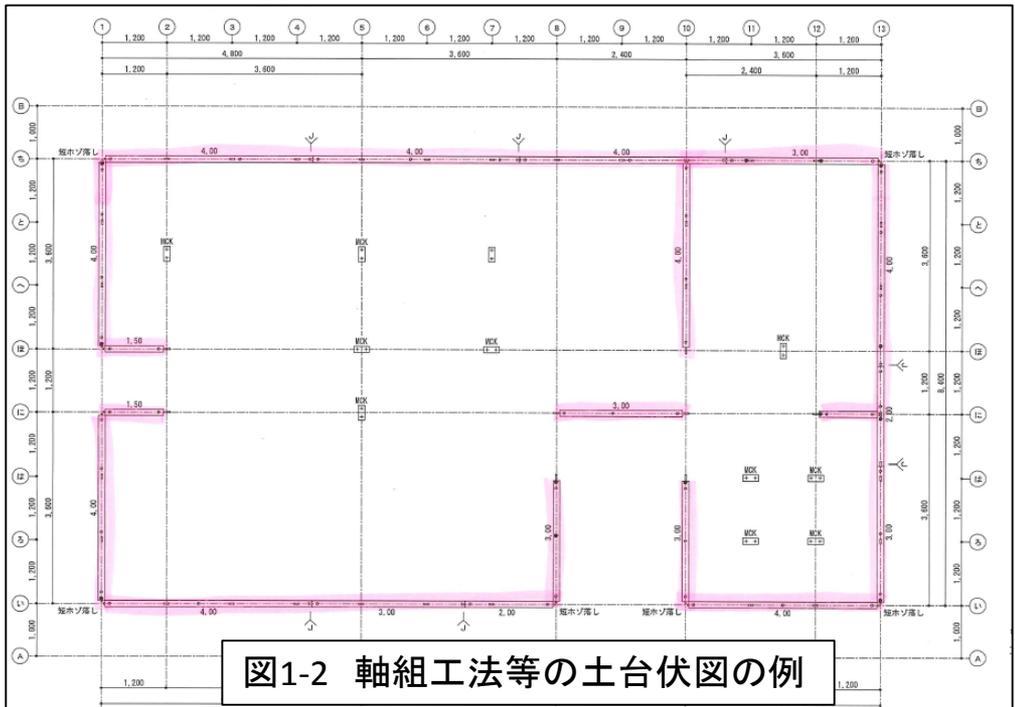


図1-3 軸組工法等の梁伏図の例

■ 様式2号 JAS構造材実証支援事業受付書

様式2号	平成 年 月 日
JAS構造材個別実証支援事業受付書	
会社名 宣言事業No 代表者名	
地域木材団体名 代表者名	印
御社より申請がありましたJAS構造材個別実証支援事業申請書の受理がなされたことを通知します。 なお、採択の有無については後日改めて通知します。	
受付No	

12

■ 様式3号 JAS構造材実証支援事業採択通知書

様式3号	平成 年 月 日
JAS構造材個別実証支援事業審査結果通知書	
会社名 代表者名	
一般社団法人全国木材組合連合会 会長 吉桑 良明	印
御社より申請されたJAS構造材個別実証支援事業にかかわる申請について、委員会が定める基準に従い審査をした結果採択されましたので、通知します。 なお、JAS構造材個別実証支援事業の実施に当たっては、JAS構造材個別実証支援事業助成金交付規定に基づき実施願います。	
OR	
御社により申請されたJAS構造材個別実証支援事業にかかわる申請について、委員会が定める基準に従い審査をした結果、誠に申し訳ありませんが不採用となりましたので、通知します。	
記	
受付番号 個別実証事業番号	
	以上

13

Ⅱ：交付申請

受付締切
平成30年12月21日

提出物

①様式6号 JAS構造材個別実証支援事業 助成金交付申請書

②助成金交付申請額計算表(仮)

③申請物件の助成対象となるJAS構造材 が判別可能な平面図・軸組図・梁伏せ図等

④助成対象木材の実調達費がわかる資料 (木拾い表や請求書、領収書 等)

⑤記録写真

⑥事業報告書(レポート)

⑦その他

提出先

申請する物件の住所にある地域木材団体

様式6号
平成 年 月 日
JAS構造材個別実証支援事業助成金交付申請書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 吉条 良明 殿

宣言事業者No.
会社名
代表者名 印

当社は、下記物件について助成金の交付を申請します。

(1) 物件情報

個別実証事業番号		物件名			
住所					
事業担当者					
Tel		e-mail			
支援対象となるJAS構造材の建て方完了年月	申請		実績		
ア) 総木材使用量(注)	申請	m ²	実績	m ²	
イ) ア)のうち、JAS材使用量	申請	m ²	実績	m ²	

(2-1) 構造用製材

支援対象となるJAS構造材の品目	申請	①構造用製材 / ②2×4工法用製材			
	実績	①構造用製材 / ②2×4工法用製材			
イ)のうち、支援対象使用量	申請	m ²	実績	m ²	
ロ) イ)のうち、支援対象を使用した床面積(除く居住区域)	申請				m ²
	実績				m ²
エ) ロ)うち国産材使用量	申請	m ²	実績	m ²	
助成金交付申請額					円

(2-2) CLT

支援対象となるJAS構造材の品目	③CLT				
ロ) イ)のうち、支援対象使用量	申請	m ²	実績	m ²	
エ) ロ)うち国産材使用量	申請	m ²	実績	m ²	
助成金交付申請額					円

※共同申請者の有無 あり なし (ありの場合は次ページも要提出)

注：総木材使用量とは、構造用製材以外も含む木材使用量(予定数量を含む)

※付属資料 建築基準法第15条第1項の規定による建築工事届のコピー
木拾い表
助成対象木材の請求書、または領収書
その他助成額の査定に必要な資料

■JAS構造材個別実証支援 記録写真

①材料検収写真:荷受け単位ごとに1枚

②助成対象木材の施工後の写真(製材、2×4材の場合は原則としてJASマークが印字されたものとする。これは部材種ごとにそれぞれ1枚以上必要となる。)

③建て方終了後の全景写真を2方向1枚以上ずつ



ア) 工事名
イ) 撮影日時
ウ) 部材種名
エ) 位置

※撮影時には必ず、
黒板やホワイトボード等に
ア)工事名、イ)撮影日時
ウ)部材種名、エ)位置を
記入し、対象物と一緒に撮影する。

■JAS構造材個別実証支援事業報告書

様式6号-2-ア

JAS構造材個別実証支援事業報告書

① 施主に対する事前説明で苦勞や工夫したことや、JAS構造材を利用した施主の評価

② 設計において構造設計や構造計算に注意したこと、苦勞したこと

③ JAS構造材を取り扱うことにしたきっかけ

④ JAS構造材の入手のし易さや納期状況について（JAS構造材以外の木材との比較など）

⑤ JAS構造材を取り扱うに当たって注意や工夫したこと

⑥ JAS構造材の活用先（助成金交付申請書の支援対象使用量を使用部分別に記載して下さい）

構造用製材

柱	梁	土台	枠	その他（ ）
㎡	㎡	㎡	㎡	㎡

CLT

壁	床	屋根	その他（ ）
㎡	㎡	㎡	㎡

⑦ 今後のJAS構造材への希望や期待

⑧ 施行中におけるJAS構造材についての普及の取組

○ 地方公共団体の支援（非公表）

都道府県	千円	助成対象	
市町村	千円	助成対象	

※連携により申請した場合は、上記項目について連携者の意見も記載すること。

■JAS構造材個別実証支援事業報告書(CLT)

様式6号-2-イ

JAS構造材個別実証支援事業報告書・CLT実証レポート

施主の名称					
構造の工法(設計ルート)	工法(設計ルート:)				
構造別階数(内訳)	階(階 工法+ 階 工法)				
竣工日(又は竣工予定日)	平成 年 月 日竣工(平成 年 月竣工予定)				
申請者がこれまでに構築したCLTの棟数	当該物件を含め 棟				
CLTの構築躯体の施工に要した作業者の人工数と日数(基礎施工日数は除く)	人工(人・日) 日数				
CLTの施工に要するクレーン等機械の大きさ別の台数	t× m 台				
	t× m 台				
輸送に要したトラックの種類と台数	t 車 台				
	t 車 台				
使用したCLTの製造工場名(所在地町村名)					
使用したCLTのプレカット工場名(所在地市町村名)					
代表的な接合金具の製造工場(所在地市町村名)					
CLTの納品に要した期間	注文から納入まで約 週間				
発注先に○	発注先: CLT製造工場、プレカット工場、(それ以外)				
接合金具の納品に要した期間(代表的なもの)	既製品の場合: 約 週間 特注品の場合: 約 週間				
構築物のモジュールに○	910mm、1,000mm、(それ以外)				
ラミナの地域材の指定に○	指定なし、指定有り(地域:)				
使用したCLTの規格・数量等 ※単価は、規格別に異地運賃(CLT+プレカット加工費+運賃費)とする。なお、円収又は円/㎡のどちらかとする。	部材名	単価(円/枚)※	面積	強度等級/構成	代表的な部材寸法と枚数 厚さ×幅×長さ×枚数
	屋根材				
	壁材				
	床材				
CLT構築部分に使用した接合金具の価格	1式: 円				
都市計画による地域区分に○	防火地域、準防火地域、22条地域、それ以外				
構築物の用途による制限	用途() 耐火建築物(階 m ²)、準耐火建築物(階 m ²)				
今後の普及計画					

注) 第15の(1)のイによる交付申請を行う部位毎のJAS構造材の写真に加えて、接合部、竣工後の外観、内観の写真(竣工後提出)

Ⅲ：現地確認

事務局および地方木材団体は、

必要があると認められた時は、個別実証事業におけるJAS構造材の利用状況を確認します。

個別実証支援 ■事業期間

H30.5.1 H30.6.1 H30.7.1 H30.8.1 H30.9.1 H30.10.1 H30.11.1 H30.12.1 H31.1.1 H31.2.1 H31.3.1

JAS構造材活用宣言事業者への登録募集期間

物件の申請【様式1号(JAS構造材個別実証支援事業申請書)】の募集期間

【様式6号(JAS構造材個別実証支援事業助成金交付申請書)】の提出期間

様式6号
(交付申請書)
の提出締め切り

適否	Timeline (H30.5.1 to H31.3.1)												
○	宣言登録	様式1号の提出	様式3号の通知	材料調達開始	建方終了	様式6号の提出	様式7号の通知	様式8号の通知	助成金交付				
×	宣言登録	様式1号の提出	様式3号の通知	材料調達開始	建方終了	様式6号の提出	様式7号の通知	様式8号の通知	助成金交付	×			
○	宣言登録					様式1号の提出	様式3号の通知	材料調達開始	建方終了	様式6号の提出	様式7号の通知	様式8号の通知	助成金交付
×	宣言登録					様式1号の提出	様式3号の通知					様式6号の提出	×
×		様式1号の提出	×										

・個別実証支援の物件申請

受付開始 平成30年5月31日 ⇒ 受付締切 平成30年10月31日

・個別実証支援の交付申請

受付締切 平成30年12月21日

〇ホームページでの事業の紹介

JAS 構造材利用拡大事業



[トップページ](#)

[説明会のご案内](#)

[事業概要](#)

[活用宣言事業](#)

[個別実証支援事業](#)

[活用宣言事業者検索](#)

JAS構造材のメリット

説明会のご案内

リンク

お知らせ

2018.06.01

[申請の手引きについて一部改定を行いました。](#)

2018.05.15

[事務局不在のお知らせ](#)

2018.05.30

[個別実証支援事業者の募集を開始します。](#)

2018.05.01

[JAS構造材活用宣言事業の活用宣言事業者の募集を開始しました。](#)

JAS構造材利用拡大事業の専用ホームページ上で

- ・JAS構造材の活用宣言を登録した事業者の公表・見える化
- ・説明会 等のイベント日程の告知
- ・公募要領や申請書様式等のダウンロード
- ・申請方法の解説

お問い合わせ先：（一社）全国木材組合連合会 J A S 構造材利用拡大事業事務局

TEL 03-6550-8540（平日10:00～17:30）専用ダイヤル

FAX 03-6550-8541 メール info@jas-kouzouzai.jp

※実証支援事業の申請書は、申請物件の所在地にある地域木材団体（京都府は当会）が受付窓口となります。